

あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正（素案）について（概要）

1 条例改正の趣旨

本市では、平成23年に「あま市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくり」を目指し、様々な施策を推進してまいりました。

国においては、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」のいわゆる『人権三法』が施行され、人権に対する社会の意識は高まってきているといえます。

しかしながら、インターネット上で誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷やプライバシーを公表することなどの新たな人権課題も生じていることから、あま市人権施策推進審議会の答申を踏まえ、あらゆる差別や偏見の解消に向けた取り組みには、人権教育及び人権啓発を通じ、人権意識を高めていくことが、今後より一層重要であることを明確にするため条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

○前文

改正箇所	解説
「人権侵害」の後ろに「(障がい者差別、外国人差別、部落差別等)」を追加	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法に代表される様々な差別が、今なおあることを明確にするためのものです。
「人権にかかわる新たな課題」の前に「インターネット上の誹謗中傷等による」を追加	近年、急速に普及しているインターネットを悪用した人権にかかわる様々な課題が生じていることを明確にするためのものです。
「自らの人権意識を高め」の前に「人権教育、人権啓発等により」を追加	人権意識の高揚には、人権教育、人権啓発が重要であることを明確にするためのものです。
「差別や偏見のない」の前に「あらゆる」を追加	解消すべき差別や偏見は、今後、新たに生じる差別や偏見も含めて対象としていることを明確にするためのものです。

3 施行期日

公布の日